

綾瀬市日本語教室開催経費事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本語教室が実施する外国人市民への日本語等の学習支援事業等を市が支援することにより、外国人市民の地域社会での共生及び活躍を促進することを目的として、当該事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 日本語教室 国籍や宗教、職業等の帰属による制約を設けずに、すべての外国人市民を対象として、日本語及び学校の宿題等の学習支援、並びに同活動の一環として、国際交流又は多文化共生を目的とした課外授業を提供する場をいう。ただし、宗教等の制約に対応した合理的配慮、及び効果的な学習支援を目的とした年齢等による制約は可能とする。
- (2) 団体 市内に活動拠点を有し、営利を目的とせず、前号に規定する活動を行う団体で、規約、会則又は定款を有し、3人以上で構成する団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、団体が実施又は新規開設を予定している日本語教室とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 市から他の補助金を受ける事業
- (2) 申請する当該年度における本補助金以外の収入が100,000円以上を有する事業
- (3) 前年度繰越金が100,000円以上を有する事業

(補助対象経費等)

第4条 補助対象は次に掲げる事業に要する経費とし、補助金の額は別表に掲げるとおりとする。なお、別表に掲げる事業であっても、日本語教室活動とそれ以外の活動に要した経費との明確な区分が困難なものは、補助対象外とする。

- (1) 外国につながるのある市内在住・在勤・在学の市民を対象に、団体の活動拠点及びそれ以外の場所で開催する、日本語及び宿題等の学習支援事業、並びに本事業の推進を目的とした講師ミーティングの実施事業
 - (2) 団体活動の活性化及び講師の技能向上を目的とした、外部講師を招いた研修会の実施事業、及び外部機関が実施する研修会等への参加事業
 - (3) 多文化共生のまちづくりの推進に寄与する課外事業
 - (4) その他、市長が認める事業
- 2 補助金の額は、100,000円を上限とし、別表を基に算出した額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
 - 3 国、県及びその他民間団体等から助成金等を受けている場合は、その金額を補助対象経費から控除する。

(補助金の申請及び提出期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、日本語教室開催経費事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、4月末日までに市長に申請しなければならない。ただし、年度の途中で新規開設する日本語教室はこの限りでない。

- (1) 団体の規約、会則又は定款
 - (2) 団体所属講師名簿
 - (3) 事業計画書（第2号様式）
 - (4) 事業収支予算書（第3号様式）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に掲げる申請は、同一年度内において各団体1回までとする。

(交付決定等の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、当該補助金の交付の申請をした者に対し、日本語教室開催経費事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、その旨を通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、当該補助金の交付の申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定による市長の定める期日は、交付の決定を受けた日から起算して15日以内とする。

(中止等の承認申請)

第8条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、日本語教室開催経費事業補助金変更等承認申請書(第5号様式)に変更、中止又は廃止の理由を記載し、関係書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、第6条の規定により交付すべき補助金の額を概算払いにより支払うものとし、規則第11条に規定する請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。なお、第11条の規定により交付すべき補助金の額が最終的に確定した結果、不足額が生じた場合は追加交付を行う。

(実績報告)

第10条 当該年度内の補助対象事業が終了したときは、日本語教室開催経費事業補助金実績報告書(第6号様式)及び事業収支決算書(第7号様式)又はこれに代わる領収書等を、3月末日(その日が綾瀬市の休日を定める条例(平成元年綾瀬市条例第5号)第1条に規定する休日に当たるときは、その前日)までに市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、本補助金に係る事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、日本語教室開催経費事業補助金確定金額通知書(第8号様式)により交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかの事由により補助金の返還を命じるときは、日本語教室開催経費事業補助金返還通知書(第9号様式)により行うものとする。

- (1) 規則第14条の規定に該当したとき
- (2) 第11条の規定により、交付すべき補助金の額が最終的に確定したことにより返還額が生じたとき

(書類の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保存するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から施行し、本要綱第4条に係る規定は、令和2年4月1日に遡及して適用する。

別表 （第4条関係）

補助対象経費	補助対象経費の種類	補助金額
交通費相当額	講師の移動を伴う事業1回当たり、講師1人につき定額を支給	講師1人につき350円 (定額)
消耗品費	単価3万円未満(税込)の物品の購入に要した経費(飲食物は補助対象外)	経費の2分の1以内(新規開設団体は初年度のみ3分の2以内)とし、1円未満の端数がある場合は切り捨てる。
印刷費	各種資料、学習教材等のコピー又は印刷製本に要した経費	
研修費	外部機関の研修受講又は外部講師の招聘に要した経費	
保険料	ボランティア保険等の加入に要した経費	
通信運搬費	郵送代又は運送代のほか、インターネットを利用した通信サービスに要した経費	
その他の補助対象経費	日本語学習支援環境の向上に必要かつ効果的であると、市長が認めた事業に要した経費(市の事前協議が必要)	

第1号様式（第5条関係）

日本語教室開催経費事業補助金交付申請書
（ 年度分）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 団体名称
代表者住所
代表者職名
代表者氏名 ⑩

綾瀬市日本語教室開催経費事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
2 事業費総額	円
3 交付申請額	円
4 主な活動場所	
5 添付書類	(1) 団体の規約、会則又は定款 (2) 団体所属講師名簿 (3) 事業計画書（第2号様式） (4) 事業収支予算書（第3号様式） (5) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

事業計画書
（年度分）

1 団体名称	
2 事業期間	
3 事業計画	
(1) 教室の開催 年間： 回 活動日：原則として	
(2) 課外授業及び研修等 ※教室以外の場所で開催する事業も含む	
・ 概要：	
・ 概要：	
・ 概要：	
・ 概要：	

第3号様式（第5条関係）

事業収支予算書
（年度分）

1 収入の部

科目	予算額	説明
市補助金	円	日本語教室開催経費事業補助金
自主財源	円	
その他助成金等	円	
収入合計（A）	円	

2 支出の部

科目	予算額	うち市補助 見込額	説明
交通費相当額	円	円	350円×講師出席回数 回/年
消耗品費	円	円	
印刷費	円	円	
研修費	円	円	
保険料	円	円	
通信運搬費	円	円	
その他の市補助 対象経費	円	円	
その他の市補助 対象外経費	円	対象外	
予備費	円	対象外	※自主財源の範囲内
支出合計（B）	円	円	※市補助は1,000円未満の端数切捨て

収入（A）－支出（B）＝ 円

第4号様式（第6条関係）

日本語教室開催経費事業補助金交付決定通知書
(年度分)

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のありました日本語教室開催経費事業補助金は、次のとおり決定しましたので綾瀬市日本語教室開催経費事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない (理由:)
補助金交付申請額	円
補助金交付決定額	円
補助要件	補助対象事業を実施するにあたり、次の場合は、速やかに市長の承認を受けてください。 (1) やむを得ず補助対象事業の内容を変更しなければならない場合 (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合
備考	

上記内容に不服があるときは、この通知を受理した日から起算して15日以内に申請を取り下げることができます。

第5号様式（第8条関係）

日本語教室開催経費事業補助金変更等承認申請書
（ 年度分）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 団体名称
代表者住所
代表者職名
代表者氏名

印

年 月 日付で交付決定を受けた日本語教室開催経費事業補助金に係る補助対象事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容	1. 変更 2. 中止 3. 廃止
2 変更等の理由	
3 添付書類	(1) 変更内容がわかる書類（変更の場合） (2) 実績報告書（廃止の場合） (3) 事業収支決算書（廃止の場合）

第6号様式（第10条関係）

日本語教室開催経費事業補助金実績報告書

（ 年度分）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 団体名称

代表者住所

代表者職名

代表者氏名

印

年 月 日付けで交付決定を受けた日本語教室開催経費事業補助金に係る補助対象事業の実績を報告します。

1 事業の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
2 事業費総額	円
3 補助金額	円
4 実施内容 ※(1)～(4)の内容で、 団体で独自に作成し ている書類があれば 別添でも可	(1) 実施回数： 回
	(2) 参加者延べ人数： 人
	(3) 参加者の出身国：
	(4) 事業の成果：
5 添付書類	(1) 事業収支決算書（第7号様式）又はこれに代わる領収書等

第7号様式（第10条関係）

事業収支決算書
（年度分）

1 収入の部

科目	決算額	説明
市補助金	円	日本語教室開催経費事業補助金
自主財源	円	
その他助成金等	円	
収入合計（A）	円	

2 支出の部

科目	決算額	うち市補助見込額	説明
交通費相当額	円	円	350円×講師出席回数 回/年
消耗品費	円	円	
印刷費	円	円	
研修費	円	円	
保険料	円	円	
通信運搬費	円	円	
その他の市補助対象経費	円	円	
その他の市補助対象外経費	円	対象外	
次年度繰越金	円	対象外	※自主財源の範囲内
支出小計	円	円	※市補助は1,000円未満の端数切捨て
市返還予定額	円		収入の部「市補助金」から、支出の部「うち市補助見込額」の支出小計を控除して算出
支出合計（B）	円		

収入（A）－支出（B）＝ 円

上記、収入支出について証書類を監査したところ、その内容は適正と認めます。

監査責任者 ㊟

第8号様式（第11条関係）

日本語教室開催経費事業補助金確定金額通知書
（年度分）

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで報告のありました日本語教室開催経費準備補助金
事業報告書に基づき、本事業に係る補助金の額について次のとおり確定しましたので
通知します。

1 既交付額 (A)	円
2 実績報告額	円
3 確定額 (B)	円
4 精算額 (A)-(B)	円

※確定額が既交付額を上回った場合は、第9条の規定に基づき、
精算額分を追加交付します。

※確定額が既交付額を下回った場合は、第12条の規定に基づき、
精算額分を請求します。

第9号様式（第12条関係）

日本語教室開催経費事業補助金返還通知書
（年度分）

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のあった日本語教室開催経費事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第14条及び綾瀬市日本語教室開催経費事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり返還してください。

1 返還金額	円
2 返還理由	